

令和7年9月12日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

分任支出負担行為担当官
関東森林管理局
千葉森林管理事務所長 原 啓一郎

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

1 案件名 現場用品（南京錠）

仕様：真鍮南京錠（ABUS）EC75-60（同一番号） 20個

※同番号については、契約締結後、指示します。

2 納入期限 令和7年11月27日（木）

3 納入場所 関東森林管理局 千葉森林管理事務所

4 見積書等提出

（1）日時 令和7年10月1日（水）10時00分まで

（2）場所 電子調達システムによる提出

電子調達システムによる提出ができない場合は、持参もしくは郵便による提出を認めます。

千葉森林管理事務所 総括事務管理官

千葉県千葉市稲毛区稲毛1-7-20

5 提出書類

（1）見積書 提出方法に関わらず、見積金額は消費税等込みの価格で作成してください。

なお、内訳金額の記載を必須とします。金額は消費税抜き、税込金額が分かるように記載をしてください。また、日付の記載をお願いします。電子調達システムへの入力、税抜き価格となることに留意してください。

（2）資格を証明する書類の写し 下記7の資格を証明できる書類の写し

（3）提出 電子調達システムを用いて参加する場合は、上記2点を内訳書データとして送信してください。郵送、持参をする場合は、上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「(案件名) 見積書 在中」と朱書きで記載のうえ提出をしてください。

6 契約の締結日 見積もり採用の日

7 必要な資格等 令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域の競争参加資格（「物品の販売」又は「物品の製造」）を有する者であること。

8 その他

（1）見積書の提出前に、「別紙オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局署等随意契約見積心得」を必ず確認して下さい。

（2）契約条件については、別紙「契約条件書」のとおりとし、見積書を提出した場合は、「契約条件書」を承諾したものとみなします。

（担当：総括事務管理官）

（電話：043-242-4656）

契約条件書（売買）

- 1 この契約条項において分任支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者（又は見積者）を乙と呼称する。
- 2 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。
甲は納入の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあつたときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年 3.0 パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となつた場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 引渡し完了後 1 年以内に契約物品にかくれたかしがあつた場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があつたと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。